

三原市立学校適正配置検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒数の減少に伴い、三原市立学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行していく中で、学校生活、学校運営に関する諸問題を調査し、学校の適正配置について検討するため、三原市立学校適正配置検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、学校配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた具体的な方策について検討し、提言する。

(組織)

第3条 懇話会は11人以内の委員で組織する。

2 懇話会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 関係団体代表

3 委員の任期は、意見提言を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、関係者に必要な資料の提供を求め、又は会議に出席させて説明を求めることができる。

(ワーキング部会)

第6条 懇話会の事務を分担するため、懇話会にワーキング部会を置く。

2 ワーキング部会は、委員の内から、会長が指名した者をもって組織する。

3 ワーキング部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校適正配置に関する調査・資料の収集分析に関すること。
- (2) 市民アンケートの収集分析に関すること。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。(平成19年6月20日)